

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 相続税の納税義務者

Q : 今年度の税制改正では、相続税の納税義務者が改正になったとか。どのようなになったのですか？

A : いわゆる非居住無制限納税義務者が改正になりました。

【解説】

今年度の税制改正では、相続税の納税義務者のうち、いわゆる非居住無制限納税義務者の範囲が改正されました。

非居住無制限納税義務者は、これまで、相続開始前5年より前から海外に住んでいる、または国籍が海外になっていれば、国内にある財産だけが相続税の対象になり、国外の財産は対象になりませんでした。

そんなことから、子や孫などを一時的に海外に住ませ、外国籍を取得させたところで、財産を国外に移転して、それを相続人に相続させ、相続税を逃れるという租税回避行為が行われるようになってきました。

そこで、こうした行為にアミをかけるべく、今年度の税制改正では、相続人の国籍が国外であっても被相続人の住所が日本であるときは、国内だけでなくすべての財産に対して相続税をかけることとされたのです。

この改正は、平成25年4月1日以後の相続から適用されます。

